

# 京都市における在日外国人教育と地域福祉 —潮流の併存から地域・多文化交流ネットワークへ—

元 森 絵里子 ・ 坂 口 緑

## はじめに

日本における外国人の生活保障をめぐる、いわゆるオールドカマーをめぐる、政治的・行政的な権利獲得運動と、地域福祉や教育を通じた実践が交錯してきた。昨年度報告した川崎市では、この両者が革新市政を背景に深く絡まっていた(元森・坂口 2020)。すなわち、桜本という地域での地域福祉を実践していたキリスト教会をハブに、在日韓国・朝鮮人二世と日本人による運動と市政が呼応することで、川崎市在日外国人教育基本方針や外国人市民代表者会議が制度化された。また桜本に川崎市ふれあい館という施設ができることで、そこを拠点にさらに地域福祉実践も展開されていった。ニューカマーの時代が到来した時には、既存の行政施策とふれあい館を拠点に「在日韓国・朝鮮人問題から多文化共生へ」と見える展開がなされていった。

特別推進プロジェクトの元森・坂口を中心とするグループは、昨年度報告では、川崎市におけるこの展開が、一見そう見えるほど単線的なものではなく、複数のアクターの重層的な動きであったこと、そしてそれゆえに、革新市政が終焉する2000年代後半以降は「先進地域」とも言い難くなっていくことを指摘した。しかし、同一チームが並行して聞き取りを行っていた京都市の場合は、そのような潮流の絡まりがなかなか生じてこなかったところに特徴があること

がわかってきた。

川崎市との類比でいえば、京都市もいわゆるオールドカマーである在日韓国・朝鮮人が多く住んでいた地域であり、集住地域である東九条に「希望の家」というキリスト教系地域福祉施設がある。1970年代以降、公営住宅入居資格や公務員の国籍条項撤廃や指紋押捺拒否闘争といった全国的な差別反対運動とも連動した在日二世らの運動が行なわれ、「京都市立学校外国人教育方針」(1981年の試案をもとに1991年制定)や、外国籍市民施策懇話会(1998年設置)が施策化されているほか、1990年代から2000年代にかけて、無年金外国籍市民への福祉給付金支給(1999年)や市職員の国籍要件撤廃(2001年)も行われている。

にもかかわらず、いわゆる在日韓国・朝鮮人の差別反対運動と公教育の実践、キリスト者たちによる地域福祉の実践は、交錯しつつも、明確な関係性が見られない。行政においても、在日韓国・朝鮮人を中心とする外国人住民の問題が市の施策対象となるのは1990年代である。ニューカマーとの「多文化共生」に至っては、2008年の「京都市国際化推進プラン」以降であり、2011年に、希望の家が市の「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」事業を受託するなど、ようやく政策理念として目立つようになってきたという段階である。

本稿では、元森・坂口を中心としたメンバー

による聞き取り(表1)や文献調査をもとに、このような京都市における、「在日韓国・朝鮮人問題から多文化共生へ」という図式的説明に乗り切らない新旧外国人住民をめぐる地域福祉や教育の実践と市の施策の様相を、その交わらなさという観点から素描したい<sup>(1)</sup>。そのうえで、この10年で急浮上した「多文化」という視点の可能性について考える。

なお、先行研究は、現実の交わらなさを反映して、注目点ごとにその歴史を描く研究が併存している状態である。大きく分けて、東九条地域の諸実践に注目した研究群と、市教育内部の動きに注目した研究群に分けられる。前者でも、「スラム」と名指された東九条地域および「不法占拠地区」の生活闘争やまちづくりを描いたもの(宇野 2003, 2007)や、同地域にある希望の家の福祉実践を掘り下げたもの(倉石 2018: 第8章)、両者の交錯を描くもの(山本 2020)、

1994年に始まったコリアルーツのお祭り東九条マダンの経緯やその多文化共生への展開可能性の分析(小川 2003; 片岡 2006; 山口 2018)などが併存している。後者の教育でも、外国人教育方針の制定過程の分析や、市立学校での外国人教育実践の分析(磯田 2014, 2015)と、民族学級の歴史や現状を探るもの(中島 1981; 松下 2004, 2008, 2016; 金 2008)が、併存している。ニューカマー支援については、まとまった報告は限られている。

本稿では、このまとまりを踏襲し、京都市の外国人住民の歴史と現状を確認した後(1)、東九条地域の諸実践(2)、公教育(3)、市の施策と市内ニューカマー支援(4)の3節に分けて諸実践のあり方と交わらなさを記述したうえで、「多文化」という視点が明示されて以降の現状を検討したい(5)<sup>(2)</sup>。

表1 聞き取り調査先一覧

2018/01/25	京都YWCA多言語電話相談・支援活動APT担当者レクチャー(活動概要について)
2018/01/25	希望の家A氏レクチャー(東九条・40番地の歴史について)
2018/01/25	京都市地域・多文化交流ネットワークサロンB氏レクチャー(サロン事業の概要について)
2018/01/25	NPO法人東九条まちづくりサポートセンター(まめもやし)C氏レクチャー(東松ノ木町地区(40番地)の歴史と現状について)
2019/01/28	京都市教育委員会学校指導課指導主事D先生・E先生ほか聞き取り(京都市の在日外国人教育の歴史的経緯と外国人教育の基本方針について)
2019/01/28	希望の家A氏聞き取り(希望の家の活動と東九条の歴史について詳細確認)
2019/01/28	民族講師F先生聞き取り(京都市の民族教育の歴史について)
2019/01/29	希望の家カトリック保育園保育士G先生レクチャー(多文化保育について)
2019/01/29	京都市国際課推進室聞き取り(京都市の外国人住民の現状および国際交流・多文化共生施策の歴史と現状について)
2019/12/06	希望の家H氏聞き取り(東九条のまちづくりの歴史と現在の動きについて)
2019/12/06	京都市教育委員会学校指導課指導主事D先生聞き取り(京都市における同和・外国人教育の実態について)
2019/12/06	元民族講師・土曜コリア教室講師I先生聞き取り(京都市の民族学級の歴史について)
2019/01/28	京都市国際交流協会聞き取り(在日外国人施策・実践の歴史と現状について)
2019/01/29	京都市地域多文化交流ネットワークサロンB氏聞き取り(京都市の在日外国人支援の歴史とサロン事業について)
2019/01/30	京都府国際センター聞き取り(京都府と京都市の在日外国人支援について)
2020/10/07	オモニハッキョ等ボランティア経験者J氏Zoom聞き取り(京都における在日コリアンの運動支援について)

出典：筆者作成

## 1 京都市と在日外国人

京都市は、京都府南部の盆地にあたる内陸都市である。1889年に市制施行、1956年に政令指定都市となった150万都市である。2019年12月末時点で、48,773人、154か国・地域からの外国籍住民が居住している。そのうち、国籍別では、韓国18,908人、中国13,542人、ベトナム3,015人が、7割以上を占める<sup>(3)</sup>。京都府全体の外国籍住民は64,070人(2019年)で、そのうち4分の3が京都市に在住していることになる<sup>(4)</sup>。在留資格別でいうと、「特別永住者」が17,122人(35.1%)と、以前に比べるとかなり少なくなったものの多くを占める。これに日本国籍取得者が追加されることを考えると、他地域に比べて、戦前期のオールドカマーである在日韓国・朝鮮人が未だ多数派を占めている点が大きな特徴といえる。また、「留学」が13,289人(27.2%)と多いのも大きな特徴である。工場労働等に従事するニューカマー層は少ない<sup>(5)</sup>。

朝鮮人は韓国併合以前から京都に流入していたが、1920年代に増加し、繊維関係など伝統産業に従事していたとされる(京都市国際交流協会編 1992: 8-9)。在日韓国・朝鮮人の代表的な集住地域が、本稿の中心の一つとなるJR京都駅南に広がる南北1.5キロ、東西1.3キロの東九条地域である(南区の山王・陶化・東和学区)。元は田園地帯で、1918年に京都市に編入された。1920年代に新市街地として膨張し、「各種工場」に従事する朝鮮人を含む労働者が増加するなかでスラム化する(宇野 2001; 片岡 2006)。1935~38年の東九条周辺の幹線道路の新設整備、都市計画事業、区画整理事業で、染色下請けを中心とした小規模零細工場のまちとなると同時に、北部の被差別部落地区である崇仁地区とともに、「不良住宅地区」としてしばしばクリアランスの対象とされることとなる。

重工業地帯を有さない京都市において、

ニューカマー集住地域として突出した地区はあまりない。中国帰国者とその家族が伏見区の向島や小栗栖に多く居住するほか、南部伏見区に外国ルーツの住民が住んでいると言われている<sup>(6)</sup>。大学が多いため、左京区を中心に留学生が多く居住している。

## 2 東九条の生活改善から「地域・多文化交流」へ

### (1) 地域福祉施設「希望の家」

東九条地区は、戦前期にすでに北部の崇仁地区と共に「不良住宅地区」となっていたが、戦後、京都駅南部が闇市となりバラックが増加するなかで、朝鮮人を含む生活困窮者が流れ込む形となる。そのため、外国人集住地域として社会問題化される以前に、「スラム」として問題化されることになる。このスラムを問題視したカトリック教会関係者がつくった地域福祉施設が「希望の家」である。

東九条地域と希望の家の歴史については、希望の家関係者によりまとまった歴史が紡がれている(前川 2010; 希望の家創立50周年世話人会編 2010)。1955年に日本に赴任したディフリー神父が、車窓から「スラム街」を発見して心を痛め、京都異動後の1959年4月に屋形町に子どもたちの学習の場を設立する。布教から切り離れた子どもたちのための施設という条件で地域に認められ、子どもたちの投票で「希望の家」と命名され(希望の家創立50周年世話人会編 2010: 2-3)、医療や食料の配給などを行ってきた。1960年に当初の目的であった東九条(岩本町)に移転し、1965年着任の2代目所長マンディカ神父が、地域住民と施設の共同運営という方針を立てる。これによって、希望の家は地域に根差した実践となっていく(山本 2020: 90)。

保育・子ども支援としては、1965年に児童センターを開設し、カギっ子教室をスタート、同時に京都市学童保育事業を受託する。1967年

には希望の家カトリック保育園開設、1977年には希望の家児童館を開設(市委託事業)している(希望の家創立50周年世話人会編 2010: 8, 16, 21)。それ以外には、1969年に老人クラブ、1976年に母と子の会が結成されるほか、地域青少年活動の拠点ともなっている(同: 18-19)。

この希望の家の地域福祉実践に、住民の生活権をめぐる行政との闘争が交錯するのが、東九条の戦後史である。

## (2) 革新市政下における東九条の「スラム対策」の挫折

高度経済成長期を迎えても、東九条が発展から取り残されていたことをめぐっては、しばしば同和行政との関係性に言及される(宇野2007; 山本 2020; A氏聞き取りより)。前述のとおり、戦前期の「不良住宅地区」は東七条の崇仁地区から東九条にまたがっていた。崇仁は歴史的には被差別部落であるが、その周縁部である東九条も含めて、ともに貧困者や在日朝鮮人が流入した混住地域であった。ところが、「属地属人主義」とされる市の同和行政が崇仁のみに網をかける<sup>(7)</sup>。結果として、東九条は、「被差別部落に対する行政施策に比してその貧困や社会資本の未整備状態などは放置され続け、都市下層社会としての性格が強まっていく」(山本2020: 65)。

これが社会問題化するのが、1967年からスタートする富井清市長による革新市政下である。富井市政は『福祉政策の体系性』において、革新市長会内部でも高く評価されているといわれ(京都市政調査会1978: 114-120、三宅ほか1981: 18から重引)、同和行政からも取り残された東九条に目を向ける。インフラも整わず火事も頻発する状況に対して、住民からも生活権闘争の機運が高まっており、両者が呼応する形となる。

1967年8月9日の火災を機に、住民が「東九条生活と健康と子供を守る会」(のちに「東九条生活と健康を守る会」)を結成する。1967年9月19日から30日にかけて『朝日新聞(京都版)』で連載「東九条」が掲載される。1967年9月「東九条スラム対策基本計画」策定、1969年9月に『東九条実態調査報告書』(小倉襄二ほか同志社大学東九条実態調査研究会)が提出される。1971年3月には華頂短期大学社会福祉研究室に委託した「東九条地区社会福祉パイロットプラン(未定稿)」が提出されている。

ところが、ここで富井市政が終わる。続く船橋求己市政(1971~81年)は、「ある種の革新だが、東九条よりも同和対策というものを推していく、という側になってしまった」(A氏聞き取りより)というように、パイロットプランは棚上げとなり、行政の施策が滞ることになる。さらに、「希望の家、町内会、地域青年、住民運動団体の関係は複雑であり、一言で説明し切れるものではない」(希望の家創立50周年世話人会編 2010: 12)というように、「住民」側もその内部は一枚岩ではなく、地域の上の世代と若い世代、支援に入った革新系の若者たちとの間で衝突・分裂が繰り返された。

船橋市政下、1972年に京都市生活館条例が施行され、東九条内の「四ヶ町」(東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町)が福祉地区の指定を受けて福祉対策事業の対象となる。これは、同和地区と隣保館に準ずる地区と施設をさすが、「生活館の中で行われる教室や各種授業なども、実質的には希望の家が担ってきたのであって、貸し館と来館による相談のみを事業とした同館は十分な機能を果たせぬままであったと言える」(希望の家創立50周年世話人会編2010: 14)というように、実質的に機能していなかったと評価されている。福祉地区指定からも放置された高瀬川沿いの「不法占拠地域」(行政

は「〇番地」と呼称、住民側は松ノ木町の「40番地」と呼称)を拠点に被差別部落出身者と在日二世の混成である青年会が行政糾弾闘争を繰り広げ、浴場の建設、水道・電話の敷設等を実現していくが、「行政の不作为の中で地域の社会福祉を担ったのが希望の家であった」(同:14)という総括がされるような状況であった。

在日韓国・朝鮮人の民族差別問題を軸に行政闘争と地域実践が交錯し、革新市政と呼応して外国人住民のための施策を勝ち取っていった1970, 80年代の川崎市と比べたとき、京都市はスラムの生活闘争・行政闘争が明確な形で実を結ばないなか、地域福祉団体である希望の家の活動が続いていたという構図になる。

### (3) まちづくりへの結集

以降、東九条の「改善」は興隆と停滞を繰り返す。まず大きく動くのが、1982年の死者2名を出したSアパートの大火である。河原町から東の8ヶ町がまとまり、町内会長、希望の家、学識者、市議会議員などによって構成される「東九条改善対策委員会」が結成される。行政も、縦割りを超えた「東九条改善対策協議会」を設置する(山本 2020 : 94 ; H氏聞き取りより)。1985年『東九条地区整備に関する調査報告書』が提出され、1988年「東九条地区改善中長期計画(素案)」が提出されている(山本 2020 : 132-134)。

1982年の改善対策委員会が継続したのは、希望の家の存在が大きいという(H氏聞き取りより)。当時の所長が、差別や地域への問題意識が高く、地域福祉事業の枠を超えて問題に関わろうと姿勢があり、共鳴する若手職員も巻き込んでいった。こうして、第三者的な存在が積極的に関わることが、「クッション」になった。

さらに、SCM(Student Christian Movement)の一環として1981年に結成された京都キリスト

者現場研修委員会が、研修の舞台に東九条を採用する(研修活動1982~1997年)。研修を契機にキリスト者の若者が地域に出入りし、地域青年からのモルモットにするのかという批判に「人間愛」で応答しつつ、希望の家スタッフになったり、1987年に東九条キリスト者地域活動協議会(HEAT)を結成して40番地の運動に加わったりするようになる(山本 2020 : 95 ; G氏H氏聞き取りより)<sup>(8)</sup>。

こういった存在が、従来の衝突を調停していくが、「改善中長期計画」を実行に移す前に、役員交代や人事異動もあり、住民側の委員会も行政側の協議会も機能停止してしまう(山本 2020 : 134)。もう1度それらが動き出すのが、1989年である。バブル期の真ただ中、京都駅裏の一等地である東九条地域の大規模地上げ行為が発覚するのである。

地域住民、希望の家、HEATなどの関係者を含む「東九条を守る会」が結成され(改善対策委員会も再起動する)、4000名の署名を「東九条地域における緊急問題についての請願書」として1990年市長に提出する。行政側は、1992年東九条改善対策室を設立して応答し、東九条対策費を計上、改善事業が一気に動き始める(同:134-136)<sup>(9)</sup>。

四ヶ町では、1994年に高齢者福祉施設合築の東九条市営住宅の建設が開始される。希望の家は、1995年に社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会の下で「地域福祉センター希望の家」として法人化され、1995年に完成した市営住宅内の東九条のぞみの園の委託を請け負うようになる。「40番地」では、1996年に東松ノ木町が誕生し、2003年に東松ノ木団地が完成する。HEATが「特定NPO法人東九条まちづくりサポートセンター(愛称:まめもやし)」となり、東松ノ木団地の管理運営をカリタス会が受託してまめもやしが再受託する形で行うこととなっ

た。2001年に南岩本市営住宅、2004年に高瀬川南市営住宅が完成し、東九条の「改善」はひと段落した。

このように、希望の家やHEATが関係することで、従来の行政糾弾闘争といった色彩は弱まり、住民主体の「まちづくり」の形となって「スラム」と言われた地域の生活改善が達成されていった。

#### (4) 交錯する在日韓国・朝鮮人問題

本稿の主題である在日外国人に戻れば、このような東九条地域の生活改善の物語のなかで、在日韓国・朝鮮人の問題は前面には出てこない。もちろん、コリアルーツの住民が多い地域であり、1970年代半ばから全国的に盛り上がる差別反対運動がここに交錯している。

希望の家の地域福祉実践については、「在日朝鮮人の集住地域であるという点に関して、希望の家が最初から意識的であったわけではなかった」が、「1970年代半ばから、当時の差別反対運動の影響も受け、徐々に問題化され」(山本 2020: 92)たという。治安維持法下に閉鎖され1976年に再建された在日大韓基督教会京都南部教会により、1978年にオモニハッキョ(在日一世の識字教育学級)がスタートし(朴 2015: 165)、東九条出身の二世職員を中心に希望の家関係者も関わるようになる。また、保育園や児童館でも民族名使用や日の丸掲揚が問題化される。1982年に保育園基本方針が明文化され、「地域に根差した保育」「共に生きる」と記される(金 2013: 6)。自身がコリアルーツである卒園児が、園児におもちゃのピストルを向けて「朝鮮人やったら殺したる」と言ったという事件があり、子どもたちの自己肯定感を高め、「地域の中で在日コリアンに対する理解を深めないといけない」(G氏聞き取りより)と、民族名を名乗り朝鮮語の挨拶をするといった実践が取り入

れられていった。

こういった機運のなかで、1986年に在日の文化運動団体「ハンマダン」が結成され、1993年に在日二世住民の呼びかけで地域のいくつかの団体が合流し、コリアルーツの祭り「東九条マダン」がスタートしている(朴 2015; 片岡 2006)。背後には、朝鮮人、部落出身者、高齢者、障害者など「弱いものばかりの下町」が「一緒に生きていくまちとして、僕らは東九条でしかできないことをやっぺいこう」(朴 2007: 177)という機運がある。そこには、民族文化、多文化共生、地域の3側面すべてを含む「あいまいさ」ゆえの、可能性が生まれている(山口 2018: 47-48)。まちづくりという視点で生活改善問題が決着していくのに同期するように、東九条は、在日韓国・朝鮮人問題を經由して、多様な人が共生するまちという自己定義を獲得し、マダンはその象徴になっていく。

東九条において、コリアルーツの住民の多さは、向き合うべき現実である一方で、各種の運動や行政施策を結びつける結節点にはならなかった。むしろ、「スラム」とされた地域において、それは、より広い概念である「住民」、さらには、多様な「弱いもの」たちの連帯のなかに位置付けられ続けたといえる。

#### (5) 時代のレトリックとしての「多文化」とその先

まちづくりがひと段落する2000年代に入ると、市の施策とも呼応し、希望の家の地域福祉実践は「多文化」を全面に打ち出していく。それは、東九条マダン等を通して生み出された外国人に留まらない連帯を示す言葉であるが、「多文化」が掲げられた経緯は多分に偶発的である。

2002年から希望の家保育園が「多文化共生保育」を掲げるようになる(金 2013: 11-13; 希望の家創立50周年世話人会編 2010: 72-73; G

氏聞き取りより)。これは、東九条にニューカマーが増えてきたからではなく、少子化時代の生き残り策という一面があったという。かつて人口密集地帯であった東九条は、そのスティグマから逃れたい若い世代の流出も激しく、1990年代には人口減少と少子化が顕著になる。保育園も定員割れし、その解消のための施策のなかに、他地域への送迎バスの走行と共に、2002年新たな保育理念として「多文化共生保育」が掲げられたのである<sup>(10)</sup>。多文化をリアルツールだけにとどめず多様な外国文化に触れることで、他地域の人によりわかりやすく保育内容をアピールする意図があった。在日コリアンの多い地域として差別と人権に人間愛で向き合い、東九条マダンにも積極的に参加してきた伝統の先に、より上位の理念として、当時すでに概念として広まっていた「多文化共生」が位置付けられる。京都YWCAのAPT(後述)と協力し、世界の多様な地域出身の市民を講師として招き、1年間様々な機会に交流するような実践が行われるようになった<sup>(11)</sup>。

もう一つ、「多文化」が掲げられたのが、京都市の「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業(サロン事業)」の受託である。これは、2002年に京都市の同和対策事業が完全に終了したことに発するものである。2011年にコミュニティセンター(旧隣保館)が廃止され、いきいき市民活動センターとなる。このとき同時に生活館条例が廃止されたのである。受託事業の大きな柱である生活館を失う希望の家が、市地域福祉課の提案を受けて、カリタス会として公募型プロポーザルで提案したのがサロン事業である。同年7月から、希望の家にて、事業がスタートしている。

「事業目的」は、「東九条地域において、外国籍市民等を含む地域住民及び各種団体により活発に行われてきた自主的な地域活動や多文化共

生に向けた取組の実績を踏まえ、多文化共生・地域福祉にかかわる関連施設、公共的団体、大学等(以下「関連団体等」という。)と連携し、地域住民及び各種団体を主体とした地域交流・多文化交流を深める取組等を実施することにより、京都市域における多文化共生・地域福祉の推進を図ることを目的とする」(業務委託仕様書)とされている。

「多文化共生」ではなく「交流」とされているのは、「多文化共生は日本人と外国籍市民が仲良くしましょうっていう、そんな単純なものではないだろう」(A氏聞き取りより)という思いがあったからだという。多様な属性の人々を「地域の住民」としてまとめてきた経緯から、外国人住民の問題を東九条でという構図にするのではなく、より多様な国籍や年齢、多様な価値観や心身の状態の人々が「人間として認め合いながら」「地域社会の構成員として」生活していくという理念を「多文化」に込め、その「交流」「ネットワーク」の場とすることと決められた。

こうして、ある種成り行き的でありながらも、東九条の歴史に即して「外国人」より「幅広い」キャッチフレーズとして全面に出されるに至った「多文化」理念は、後述のように、東九条を超え、外国人問題を超えた「交流」「ネットワーク」を生み出していくことにもなる。そして、京都市もこの理念に棹さすことになる。2017年「京都駅東南部エリア活性化方針」(平成29～36年の8か年計画)が策定される。2023年に崇仁地域に京都市立芸術大学が移転されることが決まり、東九条では2019年にTHEATRE E9 KYOTOがオープンするなど、両地区を、文化芸術を活性化させ、若者の移住・定住を促進するというコンセプトのもとに再開発する動きである。方針内で、東九条地域は「幅広い多文化共生」の取り組みが進められているとされてい

る(京都市 2017 : 9)。

### 3 公教育における外国人教育の取り組み

#### (1) 覚書民族学級の形骸化から「外国人教育の基本方針(試案)」へ

希望の家の地域福祉実践や東九条のまちづくりの物語とは別の流れにあるのが、京都市の公教育における外国人教育実践である。

在日韓国・朝鮮人の教育に関して言えば、そもそも、京都市には、戦後、抽出方式(正課時間内に一部児童を原級から取り出す形態)の民族学級という全国でも稀有な仕組みがあった。1948年1月24日のいわゆる「朝鮮学校閉鎖令」から「4・24阪神教育闘争」を経て、文部省と朝鮮人側で覚書が交わされ、放課後など正課外で朝鮮語と朝鮮文化の学習を行ういわゆる「覚書民族学級」が各地にできることになる。ところが、京都市では、課外方式の効果に不満を持った父母の抗議活動が行われ、1953年12月24日に「朝鮮人のための特別教育実施要綱」覚書が交わされる。1954年1月より、民族学級が市内小学校に正式設置され、全員朝鮮人で編成される特別学級1校、正課内の特定時限のみ朝鮮人児童に民族教育を与える抽出方式6校、正課時間外に抽出クラスに準じた民族教育を行う課外方式2校の3形態体制でスタートすることになる(中島 1981 : 120)。だが、1960年代に入り、朝鮮婦国事業の影響や京都の場合は染色織物業の不況で、日本の公立学校内の民族学級に通う生徒が減少し、市の施策の変更もあり、1966年5月13日、養正小、陶化小、山王小の3校抽出方式のみに縮小される<sup>(12)</sup>。陶化小、山王小の2校は東九条にある。

その後、京都市の民族学級は1970年代半ばには抽出方式が有名無実化して課外化する(放課後クラブのようになる)。民族講師を派遣する朝鮮総連も力を注がないなか、日本人教員の協

力も得られない状態が続いたという(金 2008 : 10, 2006 : 37 ; I氏聞き取りより)。また、東九条の朝鮮人児童生徒の不就学問題については、1960年代前半にも記録され、差別と民族アイデンティティの問題についても憂慮されているが(河合 1962)、「在日コリアン集住地域を抱える問題、彼らに対する偏見、貧困という問題が混在した状況の中で、在日コリアンは就学に専念できる状況ではな」く、「こうした在日コリアンの非行、不就学、低学力といった問題は、民族差別と関連付けて当時の学校では取り組まれることはなかった」(磯田 2014 : 102)という<sup>(13)</sup>。つまり、日本の公教育の正課に位置づくという、全国的にもめずらしい形で民族学級が制度上維持されつつ形骸化していった一方、日本の公教育側では、在日韓国・朝鮮人の問題に集中できる状況ではなかったのである。

ここに、全国的な差別反対運動や民族教育権獲得運動の流れが加わる。例えば、大阪市の場合、府との覚書に基づく課外方式の民族学級が衰退傾向にあるなか、1972年西成区長橋小学校から、クラブ方式の自主型民族学級が興隆し(金 2012)、在日外国人教育方針策定を要求する運動が盛り上がる(1992年に民族クラブ技術者招聘事業として大阪市が予算措置、2001年に大阪市在日外国人教育基本方針策定)。そして、「京都市においても、1970年代より、在日の集住地域における若者による市民運動をはじめ、在日の暮らしや教育に対する改革運動が顕著となった。京都市の外国人教育発足の直接のきっかけは、韓国学園(現・京都国際学園)の移転反対に対する市民運動である」(磯田 2015 : 158)。

1970年代半ばに京都韓国学園建設促進連絡会議(1974)、京都在日韓国・朝鮮人生徒の教育を考える会(1976)など複数の移転推進派の団体が結成され、1970年代後半に教育方針策定を求め、日本人と在日韓国・朝鮮人が共闘する市



民運動に発展する(高 2004; 磯田 2014; 京都市小学校外国人教育研究会 2016)。1977年に連絡会議が本名を名乗る権利や外国人担当教員の配置を要求する公開質問状を市に提出、考える会が行政との交渉を通じて、1981年「外国人教育の基本方針(試案)」の策定に導いた(磯田 2015: 158)。

## (2) 教員と市教委の動きとしての「外国人教育」

言語や文化といった民族教育を保障する運動と、公教育で本名を名乗りアイデンティティを保障する実践とが連動して進んでいった大阪市のような事例とは異なり、京都市の場合は、教育方針策定は、形骸化した民族学級の再興に直接的には結びつかない。差別の行政責任の追及と教育方針策定の動きに、当初教員側が否定的だった川崎市の場合(元森・坂口 2020: 171)などとも異なり、京都市の場合、むしろ、教員と教育委員会がこれに呼応していくという点が重要である。

教員側の中心になったのが、高校進学率が9割を超えた日本でそこから取り残された児童生徒たちの「荒れ」「低学力」を目の当たりにしていた東九条の陶化小学校の、中でもO教諭であったと言われている。1979年「考える教師の会」が結成される。1980年には陶化小学校で外国人教育が提案され、1981年から3年間の校内研究(研究主題「外国人教育を通して、みとめあい、自らを高める子に」)に着手する(磯田 2015; 京都市小学校外国人教育研究会 2016)。

市教委は、1978年、教育委員会と教員と運動団体からなる外国人教育研究推進委員会を設置、連絡会議の質問状を受けて、1979年教員に対する「外国人教育推進に関する実態調査」を実施する。そして、1981年、推進委員会が、「外国人教育の基本方針(試案)」を策定することになる。この推進委員会は、小学校で1981年、中

学校で1982年に、教員の研究会組織「外国人教育研究会」に発展的解消される。また、学習指導要領細案『京都スタンダード』の社会科などを中心に、「㊤(外国人)」というマークで外国人教育に関わる項目が明示されるようになる(D先生聞き取りより)。これらにより、単に方針を出して終わるのではなく、現代に至るまで市の教育に「外国人教育」が制度面と実践面で明確に位置づくことになる。

この公教育側の素早い呼応と制度化は、京都市に特徴的なものと言えるだろう。その背景には、まず市の独特な教育体制がある。『京都スタンダード』とは、「恣意的な指導を許さずすべての教師が一定レベル以上の授業ができることを目指し、公教育を守る」(PHP研究所編 2007: 58)という精神のもと、昭和30年代から教員の自発的な研究組織である教育研究会と教育委員会が作成してきた京都市特有のしくみである(同: 57-60)。各教員は、週案(小学校)や単元別指導計画(中学校)を作成し、校長・教頭に提出し指導・助言を受けることになっている。128の研究会(2007年時点)は、戦後の各教科の研究会組織から発展したものであり、イデオロギー対立の時代に、いわゆる学テ廃止(1966年)後も京都市では研究会テスト(後に学力定着調査)が使用され続けるなど、市教育において重要な役割を果たしてきたものである(同: 62-66)。

また、同和教育の伝統も影響しているという。先述のとおり、京都市では、1969年の国レベルの同和対策事業特別措置法に先立ち同和行政が進行した。教育においては、1964年1月に「同和教育方針」が策定される。「教育の全分野において、それぞれの公務員がその主体性と責任で同和地区児童・生徒の学力向上を至上目標とした実践活動を推進する。」(京都市教育委員会 1964)の1文でなるこの方

針は、「学力保障なくして子どもの人権尊重はない」という考えを明記したものであり、その後、外国人、不登校などと問題が移っても人権教育の指針となっている(人権教育検討委員会・京都市教育委員会2002:2; D先生聞き取りより)。教育委員会の聞き取りでも、「ひとりひとりを徹底的に大切にす」「人権教育の基本は学力保障である」とまず叩き込まれるとのことであった(D先生、E先生聞き取りより)<sup>(14)</sup>。この流れにおいて、「外国人教育」の校内実践や研究会組織がスムーズに受け入れられ、『京都スタンダード』は、「㊶」(同和)マークの延長線上に、「㊷」(外国人)マーク、後に「㊸」(人権)マークが取り入れられるのである。

同時期の民族学級の中興は、今回の調査からは、差別反対運動から直接的に成し遂げられたというよりも、それに呼応する教員の側から行われたように思われる。制度上の抽出方式が忘れられて久しかったところ、試案の3年前に陶化小で試験的に抽出方式が始まり、O先生の働きかけのおかげで、時間割を工夫し、各担任が家庭訪問で民族学級について知らせるなど徹底され、すぐに在日児童の100%が在籍、原級1クラスの半分以上が「民族」の時間に別クラスに移動するような状況になったという(I先生聞き取りより)。

差別反対運動がきっかけとなった外国人教育は、市の教育の「伝統」とうまく結びつく中で実践レベルまで制度化が進み、やがて「人権教育」という、より包括的なスキームへとつながっていくことになる。とはいえ、それがどこまで公教育の枠組みを超えて、民族教育や地域福祉と連携したかには、留保が必要である。陶化小民族講師に派遣された在日二世のI先生は、京都出身ではなく、民族学級の経緯も知らなかったところから努力を重ね、修学旅行に同行するほど受け入れられたが、校内研究に関わっ

たわけではなく、O先生以外の教員との関わりは限定的だったようである(I先生聞き取りより)。また、近隣地域でありながら、京都朝鮮第一初級学校や希望の家と陶化小・山王小の民族学級の積極的な関わりもなかったという(I先生聞き取りより)。また、陶化中の補習と希望の家の学習支援が連携しているが(A氏聞き取りより)、希望の家と山王小・陶化小の連携は在日二世職員のX氏との連携という感じだったという(D先生聞き取りより)。

### (3) 遅めのニューカマー支援開始と民族学級の制度変更

こののち、1992年、外国人教育研究推進委員会名義の試案のままだった「外国人教育の基本方針」が、10年たったことをもって、「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」という市教育委員会の文書に格上げされる。1990年に、1979年の実態調査と項目を対応させた、在日韓国・朝鮮人児童生徒の実態調査が行なわれ、高校進学率が89.7%と依然低い状況であることが明らかになる。全国的にはニューカマーの流入が注目され始めているなか、「主として」という4文字を入れるか否かで論議をした末、京都では留学生を除けばほとんどは在日韓国・朝鮮人ということに入ったという(D先生聞き取りより)。

さらに、教員向けに市の当該年度の教育方針を説明する文書である『指導の重点』の平成11年度版に外国人教育の項が設けられる(京都市教育委員会1999)。これがさらに、同年の「《学校における》人権教育をすすめるにあたって(試案)」、2002年の「《学校における》人権教育をすすめるにあたって(平成14年5月)」(人権教育検討委員会・京都市教育委員会2002)とつながっていく。つまり、方針で終わらず、スタン

ダードとはまた別の形で、何重にも現場に降りていくのである。

ただ、その一方で、上記文書が在日韓国・朝鮮人を「主として」対象としていたということは、2000年近くなっても、京都市の教育においてニューカマー児童生徒の支援が位置づいていなかったということを意味する。1990年代半ばごろから、中国帰国児童集住地域で外国人教育が意識され始めたというが(E先生聞き取りより)、公式の動きは、2007年の「外国籍及び外国にルーツを持つ児童生徒に関する実態調査」を経て、2009年3月に「外国人教育の充実に向けた取組の推進について(通知)」が出されるまで待たねばならない<sup>(15)</sup>。このとき、調査担当の大学教員より、ニューカマー集住地域の少ない京都において、外国ルーツの児童生徒がひとりだけしかいないような学校の取り組みが重要だという示唆があったという(D先生聞き取りより)。

2010年に「『学校における』人権教育をすすめるにあたって(平成22年3月)」が出され、「外国籍及び外国にルーツを持つ児童・生徒の民族的、文化的アイデンティティを大切に取る取組」「日本語指導を必要とする児童・生徒に対する日本語指導等の取組」「すべての児童・生徒が多文化共生の意識を高めることができる取組」などが推進される(人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2010:20)<sup>(16)</sup>。『外国にルーツを持つ子どもたちのサポート体制づくり』(京都市教育委員会学校指導課 2013)という冊子が作られ、2014年から、文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」に基づき、日本語指導教員が必要各校に派遣される。現在では、日本語指導のボランティアや母語支援員(中国語、英語、タガログ語)を派遣したり、多言語進路ガイダンスを毎年夏に開催したりするようになっているという。ま

た外国ルーツの児童生徒のアイデンティティ保持と、日本人児童生徒の国際理解を目的とした「多文化学習推進プログラム」も行われるようになっていく。

ニューカマー児童生徒の教育でも、教育方針試案のころから変わらず、①アイデンティティの形成、②すべての子の理解(差別を生まない)、③学力保障、という教育方針(試案)以来の手法が重視されている(D先生聞き取りより)。教育委員会に寄せられた学校以外に関する生活相談はAPTや国際交流会館(後述)につなぐなど、教育の枠内に限られた支援と言えるが、同和から外国人、人権へ、在日韓国・朝鮮人から外国ルーツへと対象が移り変わっても、「伝統」の延長線上に公教育が対応しようとしている。

なお、ニューカマー支援が制度化していくのに並行するように、民族学級は制度変更されている。1990年代、国際理解教育の一環として、民族学級設置の3校以外に「国際クラブ」という課外クラブ形式の民族教室が取り入れられる。そして、2009年に、2011年の新学習指導要領導入に伴う授業時間確保のための措置として一方的に通達される形で、抽出方式の民族学級は長年の歴史に幕を閉じることになる。『『そもそも文科省は課内に授業を行うことは認めていない』との話になり、『決定』として伝えられました』「新聞記事や地域の声も上がりましたが大きな動きにはなりませんでした」(F先生聞き取りより)という。民族学級は「コリアみんぞく教室」に名称変更され、国際クラブは多文化学習推進プログラムとして継続される。同年、「土曜コリア教室」として、コリアルーツ以外の子も参加可能なプログラムが始まる。四世五世の時代となり、ルーツが複雑化する現代に即した方策のようにも見えるが、「民族的アイデンティティを確立するというようなものではない」(I先生聞き取りより)という意見もある。

2012年、東九条の陶化小、山王小、凌風中が凌風小中学校に統合され、コリアみんぞく教室設置校は2校になっている。教室の在籍児童数1桁の養正小(左京区)に比べ、凌風小のコリアみんぞく教室は未だ30~40名の子どもたちが通っている(F先生聞き取りより)。民族学級からコリアみんぞく教室へという制度的「縮小」の副産物として、「長い時期、教育委員会は朝鮮総連からの民族講師の派遣を待っているだけ」だったのが、「一緒に仕事をするが増えまして、その辺では本当に本音で話せるようになってきてます」(F先生聞き取りより)とのことである。

#### 4 在日韓国・朝鮮人中心の内なる国際化から多文化共生へ

##### (1) 国と京都市による国際化政策の推移

京都市の国際化政策は、1978年「世界文化自由都市宣言」に始まるとされる。これは、「文化による世界平和の実現」を目指すもので、1990年に策定された「京都市国際交流推進大綱」とともに、国際交流の観点から世界のなかの京都を位置づけるものである。京都市の国際化の拠点として現在も重要な拠点となっている「京都市国際交流会館(kokoka)」もこの流れのなかで1989年に閉館している<sup>(17)</sup>。

他方で、京都市内の国際化施策の取り組みが見られるのは、1993年の「新京都市基本計画」以降である。国の施策の変遷と比べると、国の通知に合わせて地域における国際化施策が実施されていることがわかる(表2)。ただしその内容をみると二つの特徴がある。第一に京都市における多文化共生はまずは在日韓国・朝鮮人との共生を意味する「内なる国際化」として課題化された点、第二に重工業地帯がなく、ニューカマー集住地域が目立たないためニューカマー支援の焦点化が比較的遅く、現在も展開の途上

にあるという点である。

##### (2) 「内なる国際化」から多文化共生へ

「内なる国際化」とは、日常生活レベルでの外国人住民との共生に対応することを広く意味する言葉である(梶田 2003: 68)。1980年代後半、アジアや南米出身のニューカマーの外国人住民が急増した時期に、在日韓国・朝鮮人等のオールドカマーに対する差別が依然として存在すること、社会保障や教育制度の適用外に置かれる問題が改めて取り上げられ、地域で暮らすあらゆる外国人住民の問題に取り組むために、姉妹都市との交流等を意味する国際交流とは異なる国際化の次元を表すために用いられるようになった<sup>(18)</sup>。

京都市では、1982年から行われた外国人学校への財政的支援、前述の1992年の「京都市立学校外国人教育基本方針」等の取り組みのほかに、1993年の「新京都市基本計画」において、「在住外国人も同じ市民として受け入れる風土づくり」、すなわち「内なる国際化」の理念が言葉として初めて示されると、1994年には無年金の外国人障害者への特別給付金を支給する(1999年には無年金の高齢外国籍市民への福祉給付金支給を開始)など、「市独自の施策」が進められてきた<sup>(19)</sup>。

1995年の国際交流室から「国際化推進室」への名称変更は、京都市として国際化に対し国際交流だけではなく外国人住民の支援を行うことを公式に示すものだった。1997年に策定された「京都市国際化推進大綱」には三つの柱が示され<sup>(20)</sup>、そのトップに「共生のまち・京都~『内なる国際化』の推進」が掲げられた。これもまた、京都市の外国人住民に対する「人権意識が希薄」だったとの「反省を込めて」、「そういった問題意識から(国際交流だけではなく)さらに共生のまちを進めていく」ための、内なる国際

表2 国と京都市による国際化施策の推移

	国	京都市
1978		世界文化自由都市宣言
1987	地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針	
1988	国際交流のまちづくりのための指針 国際交流のまち推進プロジェクト 財団法人自治体国際化協会(CLAIR)	
1989	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針	京都市国際交流会館(kokoka)開館
1990	改正出入国管理法	京都市国際交流推進大綱
1992	全国市町村国際文化研修所(JIAM)	
1993		新京都市基本計画
1995	地域国際協力推進大綱の策定に関する指針	国際化推進室設置
1997		京都市国際化推進大綱
1998	NPO法制定	外国籍市民施策懇話会(～2009)
2000	地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力大綱における民間団体の位置付け	
2001		京都市基本計画
2006	多文化共生推進プラン	
2008		京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して
2010		京都市多文化施策審議会
2011		京都市地域・多文化交流ネットワークサロン開所
2012	災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて	
2014		京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して改訂
2016		京都市地域・多文化交流ネットワークサロン事業が保健福祉局から国際化推進室に移管
2019	日本語教育の推進に関する法律	

出典：杉澤(2013：15)を参考に筆者作成

化を推進するプランだった(京都市国際化推進室聞き取りより)。

これに対応する具体的な施策に、1998年に発足した「外国籍市民施策懇話会」がある。前年に策定された「京都市国際化推進大綱」に示されたように、「京都市における外国籍市民の市政への参加を推進」するために設置された外国人住民による会議体である。学識者が主導して外国人の地方参政権の導入も見据えていた川崎市の「外国人市民代表者会議」と比較すると意見交換を主とする会議体で、市政への直接の参加を図る機関ではなかったものの、2001年度採用試験以降の市職員の国籍要件緩和、2004年

の医療通訳派遣事業、2007年の外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業など、「懇話会」の提言により実現された施策も多い(京都市国際化推進室聞き取りより)。「懇話会」は2010年度に「京都市多文化施策審議会」となり、学識経験者と公募委員の12名以内で構成され、外国人住民だけではなく日本人住民もともに、日常生活レベルでの外国人住民との共生に対応する取り組みについて審議する機関に移行し、現在も継続されている。

京都市が、ニューカマーが増加した時代に再確認された在日韓国・朝鮮人などの外国人住民との共生を課題化する「内なる国際化」か

ら、より一般的な多文化共生へと国際化施策を進めたのは、国による「地域における多文化共生推進プランについて」の通知(2006年)を受けて策定された「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して」(2008年)以降である。京都市では、2001年に策定された「京都市基本計画」において、「多彩な国際交流の推進、多文化共生社会の実現」などの推進施策が掲げられ、「多文化共生」という言葉がすでに示されていたが、2008年のプランでは「多文化が息づくまち・京都」という表題のもとに多文化共生が政策課題とされた<sup>(21)</sup>。これは、オールドカマーとニューカマーに限らず、日本国籍取得者や日本人との国際結婚による子ども等「日本国籍を持っていても多様な文化的背景を持つ人々」をも視野に入れるもので、「外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進」が目標とされた。2014年に刊行された改訂版において多文化共生として推進されている施策は、(1)情報提供や相談事業といった「コミュニケーション支援」、(2)教育・子育て支援や福祉・保健・医療の充実、防災・危機管理といった「生活支援」、そして(3)社会参画、地域での交流の促進、市政参加の一層の促進といった「多文化共生の地域づくり」である(京都市 2014: 44-58)。

特筆すべきなのは、2014年の改訂版の策定過程において、東九条の希望の家が受託する「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業(サロン事業)」が、保健福祉局地域福祉課から国際化推進室へと移管された点である。2014年の改訂版には「多文化共生の地域づくり」の推進項目のひとつとして、保健福祉局の管轄のもとに2011年に開設されたサロン事業について明記されている(同: 55)。しかし、多文化共生施策のひとつということで2014年に市議会での事業移管が表明され、保健福祉局と国際化推進室の

協議ののち、2016年に多文化共生・地域福祉の両者を推進する目的で、国際化推進室へと事業が移管された(京都市国際化推進室聞き取りより)。京都市は2年以上の時間をかけて、事業内容の確認、地元での調整、関係議員への説明などを行い周到に準備をしたものの(京都市国際化推進室聞き取りより)、東九条地域においては、広域を対象とする多文化共生の新規事業を展開するよりも、地域住民の交流を促進するといった「隣保事業で蓄積されてきた機能」を「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」に組み合わせてこそ地域福祉推進に見合う「新たなモデル」になるのではないかと、との指摘もある(山本 2020: 199-204)。

### (3) 多文化共生支援の拠点

京都市国際交流会館は、1989年に国際交流の拠点として開館した公共施設である。1989年開館当初の目的は、姉妹都市交流を中心とする国際交流と、市内に在住する主として在日韓国・朝鮮人との共生としての「内なる国際化」であり、具体的には朝鮮総連と韓国民団の交流が課題のひとつとされていた。この点については、2003年、ニューカマーの韓国人職員が間にはいることで進展し、コリアンサロン「めあり」ハンゲル塾が京都市国際交流協会、朝鮮総連京都府本部、韓国民団京都府本部の三者の共催事業として発足、朝鮮半島の歴史や文化、言語を学ぶことのできるサロンとして現在も人気を集めている(京都市国際交流協会聞き取りより)。

京都市国際交流会館によると、市のプランに先んじて多文化共生が明確に意識されるようになったのは10周年を迎えた1999年以降である。このときに、「事業コンセプト」として、「多文化・異文化を尊重しながら共生できる社会の構築」を掲げ、住民としての外国人を対象とすることが確認された。医療通訳派遣モデル事業(2003

年)、国際理解プログラム(2004年)、国際交流会館オープンデイ開始(2004年)、行政通訳相談事業(2007年)、乳幼児検診時通訳派遣(2009年)といった事業とともに、日常的に専門家による相談(法律、ビザ、税金、社会保険、年金、労働、メンタルヘルス)、生活相談、観光情報などを提供、登録者数で500人以上となるボランティアの育成も行い、1週間に13クラス開催される初級から中級の日本語クラスも開催されている。

京都市内の外国人住民として特徴的なのは、オールドカマーを除くと留学生や研究員など短期滞在者が多いこと、多国籍であることといった点である。京都市国際交流会館が位置する左京区には京都大学をはじめとする大学や研究機関が複数存在するため、若い世代の外国人住民も多い。京都市国際交流会館でも、2005年に実施した「京都市における言葉のサポートに関するニーズ調査」を元に2007年に行政通訳相談事業を始めるなど、短期滞在者のニーズにもアプローチし、現在は留学生および子育て世代への支援も重点的に行っている。2006年以降、指定管理者制度のもとで制約の多い運営を余儀なくされているが、館内に設置されたキッズスペースを活かした絵本の読み聞かせ会、外国人住民のための保育園入所説明会など、市内の他機関や民間のグループ、そして登録ボランティアと連携し、新たなニーズに合わせた事業を展開している(京都市国際交流協会聞き取りより)。

他方で、市のニューカマー支援への着手が後手となっているなか、それ以前より京都市内で多文化共生支援を行う民間団体も複数、存在している。力のある民間団体として知られる団体のひとつに、公益財団法人YWCA内のグループAPT(Asian People Together)がある。APTは、1987年に始まったAWT(Asian Women Together)を前身とするグループで、フィリピン

人女性からの相談をきっかけに、多言語で電話相談を行う団体として1991年に設立された(APT担当者レクチャーより)。一定の研修を受け、守秘義務契約にサインをした20代から70代のボランティアスタッフが、タガログ語、中国語、タイ語、英語、日本語等で様々な電話相談を受け、必要に応じて専門機関につなげる活動を30年近く続けている。APTスタッフによると、相談者全体の約7割が女性で、国籍別にみると約4割がフィリピン、約1割が中国と韓国のほか、タイ、ロシア、スペイン、ドイツ、トルコ、ベトナムなど多様である。相談内容は、国籍申請、離婚、DV、子の認知、市営住宅への入居、給料の未払い、医療、在留資格、子どもの進学相談など多岐にわたる(APT担当者レクチャーより)。近年は、通訳同行、行政交渉、裁判支援、家族支援も行い、必要な場面に通訳として立ち会う支援業務もおこなっている。相談したいことがあり領事館や行政機関に出向いたが、「そのようなことであればAPTに聞きなさい」と言われてやってくる外国人住民も多いなど、幅広い相談を受け付けてくれる数少ない窓口として機能する、重要な団体である(APT担当者レクチャーより)。

そのほかにも、医療通訳の派遣や研修を行う特定非営利活動法人「多文化共生センターきょうと」、多文化子育て応援チーム「ジャフオール」、外国人女性の会「パルヨン」等、複数の団体が京都市内で活動し、多文化共生社会を支えている<sup>(22)</sup>。

## 5 「多文化」がつなぐネットワーク

京都市の在日外国人支援を概観すると、在日韓国・朝鮮人問題はそれのみでは大きなうねりとはなりにくく、ニューカマー支援は特徴的な集住地域がないという特性のため、ネットワーク型で対応することを余儀なくされていること

がわかる。しかし、様々な文脈から出てきた「多文化」「ネットワーク」というキーワードによる事業や実践が、それまでとは異なった人の交流を生み、実際に支援のネットワークをつくりつつあることは注目に値する。

希望の家で京都市の委託事業として2011年から東九条地域で展開されてきた「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン事業」も、前述のように生活館事業の廃止が契機ではあったものの、ネットワーク型支援による「幅広い多文化共生」を実現しようとしている。サロン事業につながる団体には、NPO法人京都コリアン生活センターエルファ、外国人女性の会パルヨン、京都PAG-ASAフィリピン人コミュニティ、京都DARC、京都YWCA、バザールカフェ、東九条マダン実行委員会、柳原銀行記念資料館など68団体あり<sup>(23)</sup>、東九条という地域を超えて広いネットワークが形成されている。登録団体は「希望の家」の施設を利用し会議や講座を行うほか、生活相談に訪れる外国人住民に登録団体のつながりを介して適切な相談先を紹介するなど「登録団体をサポートしたり、登録団体同士をつなげたりすることで、生きづらさを感じている人々の支えになるようなネットワークを作る」場になっている(B氏レクチャーより)。

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン担当者のB氏によると、サロン事業を開始する前は、東九条地域で長年活動してきた「希望の家」に関する団体同士のネットワークは限定的で、同じ地域で高齢者や障害者支援事業を展開するNPO法人エルファであっても感覚的には「遠かった」という。しかし、「サロン事業を通して、東九条地域で活動している団体との関係が深まり、つながることの意味を感じるようになった」(B氏聞き取りより)。実際には、歴代の担当者の個人的なつながりが登録団体の広がりにつながっており、近年では、陶化小の

民族講師ともつながりができ、障害者や薬物依存症の人などを支援する団体同士のネットワークを形成し、「生きづらい社会をみんなで解決していく」という姿勢から「幅広い多文化共生」が実質化されてきている(B氏聞き取りより)。

他方で、京都市の公的施設として多文化共生を支援している京都市国際交流会館が2018年から展開しているのは、「きょうと多文化支援ネットワーク」である。2018年12月の時点で参加している団体には、前出の京都YWCA・APT、NPO法人京都コリアン生活センターエルファ、NPO法人東九条まちづくりサポートセンターまめもやし、そして京都市地域・多文化交流ネットワークサロン等がある<sup>(24)</sup>。京都・滋賀地域で活動する外国人支援団体および個人のネットワークで、2か月に1回開かれる京都市国際交流会館でのミーティングのほか、メンバーの専門性や経験を活かした話題提供や外国人住民とともに話し合う場をもち、年に1回、課題解決へと役立てる「グローバルセッション」を開催している<sup>(25)</sup>。きょうと多文化支援ネットワーク自体が、京都・滋賀地域で外国人支援を行うキーパーソン同士が情報交換をする貴重な機会ともなっている。

今後、このような中に公教育も加わっていくかもしれない。学校教育におけるニューカマー支援が制度化されるなかで、教育委員会では、ニーズのあるネパールやベトナムからの児童生徒に対応できる母語支援員については、京都市国際交流会館や京都YWCA・APTに問い合わせることがあるという(E先生聞き取りより)。前述のように、教育委員会に寄せられる学校関連以外の生活相談についても、京都市国際交流会館の相談窓口や京都YWCA・APTが紹介を受け付けるなど、限られた団体間ではあるが、新たなニューカマーのニーズを媒介とした連携が進んできている。



希望の家カトリック保育園の多文化共生保育も、ネットワーク型支援に可能性を見出し始めている。2019年現在、保育園の約半数が学区内の小学校(凌風小中学校)に進学する地域の子どもたちであるが、東九条地域外から通園する子どもたちを通して相対的貧困の問題を抱える保護者が散見され、「もっと広いネットで網を掛けていかなければなかなか対応しきれない」状況にあるという(H氏聞き取りより)。高齢者や障害者のように包括的支援をとりまとめる機関がなく、保育園、学校、児童館、病院、放課後デイサービス、障害者支援団体といった各施設に一任されている傾向のある就学前および学齢期の子どもたちに関しては、保育園を起点として行政や児童相談所に働きかけケース会議を呼びかけてもらうということもあるという(H氏聞き取りより)。これは、高齢者施設や地域包括支援センターでケアマネージャーとしての経験もある保育園職員が、子どもに対しても同様の方法が有効ではないかと始めた連携方法で、現在は年に数回、守秘義務を守る関係者同士が集まり、必要に応じて実施しているという(H氏聞き取りより)。

希望の家カトリック保育園の多文化共生保育とは、異なる民族が当たり前隣り合う環境で、本名・民族名を呼び合う関係があるということ、また国や民族だけではなく世代間の価値観の相違を経験すること、さらに「障害を持ったり、病気を持っていたり、いろいろな社会的立場」の「違いを認め合って、一人一人が抱えるしんどさに気付いて、認められる関係を作ること」である(金 2013: 14-18)。その延長線上に、多様な困難を抱える人々を対象に地域包括ケア的なネットワークを形成しつつ、京都市地域・多文化交流ネットワークサロン事業に通じる「幅広い多文化共生」を実践するに至っている。

## おわりに

京都市における在日外国人の教育と地域福祉の展開を概観すると、必ずしも「在日韓国・朝鮮人問題から多文化共生へ」という一般的な説明に当てはまらないということが確認できる。少なくとも三つの潮流の併存が認められるものの、いずれもそれぞれの文脈で展開されてきた。にもかかわらず、2010年代以降、それぞれの潮流が「多文化」をキーワードとしてネットワーク化しつつあるように見える。

第一の潮流は、戦前期から続く「スラム」としての東九条地域に1950年代になって始まる「希望の家」を中心とする地域福祉実践である。東九条地域の生活改善運動は必ずしも在日韓国・朝鮮人問題を活動の主題としていたわけではなく、同和問題と貧困とが錯綜する文脈のなかに置かれていた。属地属人主義的な同和政策のなかで、同和地区指定されなかったことによる「スラム」化に対抗する必要が生じたものの、行政による施策の対象化エリアの分断(山本 2020: 125-147)もあり、東九条では住民が地域や属性によって分断される傾向にあった。地域で早くから地域福祉活動を始めていたキリスト者らのグループに、全国的な社会運動を担う団体が合流し、行政闘争のためにより広域のアクターとなっていく川崎市と比較すると、1950年代から1980年代にかけて東九条における社会運動のアクターとなった複数の団体が継続的な連合体を形成したりNPO化したりすることはなかった。とはいえこの時期に形成された人的ネットワークは、時間をかけて、生活問題の解決のために地道な地域福祉実践を継続してきた「希望の家」を中心に、「まちづくり」という旗印の下にまとまることになる。

外国人支援の視点から見ると、この時期に形成された人的ネットワークが、現在の東九条地域の「幅広い多文化共生」の現実を作り出して

いることがわかる。在日大韓京都南部教会を拠点とするオモニハッキョの開催、希望の家カトリック保育園におけるコリアルーツを意識した民族保育、多様な背景をもつ人々が集まる手作りのお祭りとして始まった東九条マダンは重要な実践例である。2002年、同和行政が終了した後、「希望の家」が中心となり多様な属性の人々を「地域の住民」としてまとめてきた経験が、「幅広い多文化共生」を鍵とする京都市地域・多文化交流ネットワークサロン事業(2011年)へとつながっている。近年、地価が上昇し、見知らぬ人が出入りするゲストハウスが急増するなど暮らしの環境が脅かされるなか、2017年に策定された「京都駅東南部エリア活性化方針」は、2002年以降地域と民間に一任されてきたまちづくりにより、再度、多様なアクターが関わる好機となっている。

第二の潮流は、「外国人教育の基本方針(試案)」(1981)をきっかけに、京都市の教育体制と同和教育のうえに制度化されていった公教育枠内での外国人教育である。京都市では、戦後の一世の運動の結果として、抽出方式という全国でもめずらしい覚書民族学級が設置されるが、形骸化してしまっていた。韓国学園移転問題とも連動した在日二世と日本人市民の動きに、現場教員と市教育委員会が呼応する形で、「外国人教育の基本方針(試案)」が制定され、学習指導要領細案『京都スタンダード』に外国人教育に関する項目が明示されるようになり、教員研究会に外国人教育研究会が加わる。二世と日本人による権利運動と市政が呼応して在日外国人教育方針が作られたものの、それが教育現場に定着しづらかった川崎市の事例などと比べ、京都市独特の研究会組織と教育委員会の体制が外国人教育を現場に近いところに埋め込むことを可能にした点は特筆に値する。また、外国人教育の理念は「学力保障」を至上命題に掲げる同

和教育方針(1964)を踏襲したものであり、これはやがて不登校やLGBT等を含む「人権教育」に拡充されていく。

公教育の文脈で、ニューカマーの児童生徒への支援が公式になるのは、2009年3月の「外国人教育の充実に向けた取組の推進について(通知)」以降である。現在は、外国人教育の担当指導主事が各校に配置されており、在日韓国・朝鮮人の手法を踏襲した、アイデンティティの形成、差別を生まないための国際理解教育、学力保障を基本的な方針として取り組まれている。2014年からは日本語指導教員が派遣されており、現在では各国語に対応する母語支援員も用意されている。教育委員会と、京都市国際交流会館や京都YWCA・APTの連携も進みつつある。

在日韓国・朝鮮人向けの民族学級は、外国人教育に力を入れる教員のサポートもあって、1980年代に再び抽出方式に戻り参加児童も増えるが、2011年に課外のコリアみんぞく教室へと衣替えされている。アイデンティティと言語を重視する民族教育としては後退かもしれないが、より広い多文化共生や国際理解教育の文脈に位置づいたということでもある。長らく没交渉だった教育委員会と民族講師、さらには希望の家との間に新たな連携が生まれていることも注目に値する。

第三の潮流は、京都市におけるニューカマー支援の時代性である。重工業地帯の工場が外国人の雇用を生み出し入管法改正以前から外国人労働者を受け入れてきた経験をもつ川崎市と比べると、在日韓国・朝鮮人との内なる国際化がまずは課題とされた京都市の場合、ニューカマー支援は1990年代後半以降になってはじめて明示的な課題となる。1997年の「京都市国際化推進大綱」を機に1998年「外国籍市民施策懇話会」が開催されるようになるが、医療通訳派遣

事業(2004年)、外国籍市民行政サービス利用等  
通訳・相談事業(2007年)など、主にニューカマー  
が必要とするサービスの実現は2000年代に入っ  
てからだった。多文化共生支援の公的拠点であ  
る京都市国際交流会館も、開館から10年間は国  
際交流事業と在日韓国・朝鮮人を対象とする「内  
なる国際化」に焦点を当てており、ニューカマー  
や留学生などの短期滞在者も含めた事業コンセ  
プトを掲げたのは1999年になってからである。  
ただし、実際にはフィリピンや中国、韓国をは  
じめとするアジア諸国からの外国人住民は増え  
ており、その相談窓口としていち早く1987年  
には前身となるグループを形成して外国人支援の  
活動を開始したのが京都YWCA・APTである。  
2008年に「京都市国際化推進プラン」が策定さ  
れると、国際化施策の対象はオールドカマーと  
ニューカマーに限らず、「日本国籍を持ってい  
ても多様な文化的背景を持つ人々」を含むなど  
拡大し、確実なものに変化する。2011年に東九  
条地域で始まった「京都市地域・多文化交流ネッ  
トワークサロン事業」も、京都市の国際化施策  
の観点からはその延長線上に位置づけられてい  
る。

ニューカマーが集住していないことにより、  
京都市の場合、いわゆるニューカマー支援や多  
文化共生施策のスタートは、国レベルの多文化  
共生施策が進み出してからとなる。その間、独  
力での努力を余儀なくされた民間支援団体も多  
かった。しかし、施策の推進力もあり、東九条  
地域がたどり着いた「幅広い多文化共生」など  
の理念を軸に、ここ10年で、それらの団体がつ  
ながり始め、外国人問題を越えた「幅広い」ネッ  
トワーキングが進んでいる。教育委員会が蓄積  
してきた「学力保障」による人権教育とも、連  
携の可能性も垣間見える。今後、この新たな動  
きをさらに検証していく必要があるだろう<sup>(26)</sup>。

【注】

- (1) 貴重なお時間をいただいた皆様に心より御礼  
申し上げます。なお本論文における聞き取り  
調査にもとづく記述や表現に関する責任はす  
べて執筆者が負うことを明記します。
- (2) 今回の調査では、全国的な潮流とも同期した、  
いわゆる在日韓国・朝鮮人の差別反対運動の  
詳細については調査しきれなかった。
- (3) 「京都市における外国籍の住民基本台帳登  
録者数(国籍別、令和元年12月末現在)」  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/  
contents/0000193/193275/kokusekibetu.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000193/193275/kokusekibetu.pdf),  
2020/8/30アクセス。
- (4) 「京都府外国人住民数の推移」 [https://www.  
pref.kyoto.jp/kokusai/documents/juminsusui.  
pdf](https://www.pref.kyoto.jp/kokusai/documents/juminsusui.pdf), 2020/8/30アクセス。
- (5) 「京都市における外国籍の住民基本台帳登  
録者数(在留資格別、令和元年12月末現在)」  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/  
contents/0000193/193275/zairyuusikakubetu01.  
pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000193/193275/zairyuusikakubetu01.pdf), 2020/8/30アクセス。
- (6) 向島ニュータウンの帰国者たちについての貴  
重な調査記録が、縄野・杉本(2015)である。  
今回はコロナ禍の影響で、予定していた伏見  
地区にある京都市伏見青少年活動センターの  
多文化共生・居場所事業についてのヒアリン  
グは本稿に間に合わなかった。
- (7) 1951年、崇仁地区を舞台とした小説の内容が  
問題となり(「オール・ロマンス事件」)、市の  
同和行政を推進していったとされる。
- (8) 東九条の動きにキリスト者がどう関わったか  
については、山本(2020)の第3章が扱ってい  
るが、聞き取りでも、教会活動のなかで民主  
化運動期の韓国との交流もあり、在日問題に  
興味をもち後述のオモニハッキョ等に関わっ  
ていった方や、京都キリスト者現場研修委員  
会を通じて東九条・40番地に関わっていった  
方がいらした。在日の差別反対運動と東九条  
の地域福祉が互いに入口と出口となり、在日  
二世と日本人の若者がそれぞれの関心で複雑  
に出入りしていたようである。
- (9) 1994年の平安遷都1200年を控えていたからか、  
1992年の「対策室」は1982年の「協議会」と  
は異なり、室長が部長級でプランを具体化す  
る力があったという(H氏聞き取りより)。
- (10) 翌年には待機児童の深刻な地区に向けた通園

- バスを導入している。
- (11) これまでタイ、ナイジェリア、アフガニスタン、フィリピン、中国、インドネシア、ロシア、フィンランド出身の大人たちが関わってきた。外国人ボランティアを通して各国の踊りや料理を学び、文化と生活を学ぶ取り組みを数年続けたのち、日本の生活文化を保育に取り入れる取り組みも始まり、梅干しや味噌づくりも経験した(G氏聞き取りより)。
- (12) 中島(1981:123)によれば、この背後には、日韓外交回復時の文部次官通達により、公立学校内の特別な教育課程の編成を認めない旨が記されたことがあるという。ただ、原則として課外方式とされているなか、京都で抽出方式が残った理由は書かれていない。「在日韓国人の法的地位協定」第4条の教育保障および、2通の文部次官通達の含意についての考察は、倉石(2018:補章3)が参考になる。
- (13) 1979年時点で、高校進学率全市平均92.6%に対し、在日韓国・朝鮮人児童では84.9%(外国人教育推進委員会 1981:1)、日本人を含む東九条地域の生徒全体は、1984,5年までは50~60%程度だった(第10回東九条現場研究報告書編集委員会編 1991:10)。
- (14) 人権教育において学力保障を最重要視するという考え方は自明ではない。倉石(2018)は、同和教育や外国人教育において、1950年代には教員も教育の枠を超えて福祉的に走り回っていたのに対し、やがて学校内部での序列化(低学力、自尊心)が問題となり、取り組みの力点が「荒れ」の解消のための学力保障や民族アイデンティティの承認の問題へと移り変わっていくことを明らかにしている。なお、京都市の同和教育における学力・進路保障の力点の変化については、後藤(2005)を参照のこと。
- (15) 総務省の「多文化共生推進プログラム」(2006年3月)に並行する形で、文部科学省は2000年代半ばより外国人児童生徒の教育について取り組み始めている(高倉 2019 参照)。その影響が大きいと考えられる。
- (16) なお、2019年の改訂では、外国ルーツの児童生徒に関する項目に大きな変更はないが、LGBTなど「人権教育」の範疇が広がっていることがわかる(京都市教育委員会 2019)。
- (17) 京都市情報館「世界文化自由都市宣言」<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000035716.html>, 2020/8/31アクセス。
- (18) 神奈川県国際交流協会「かながわ国際交流財団40周年第3回「内なる国際化」への取組(1980年代後半~1990年代後半の事業から)」<http://www.kifjp.org/blog/3742>, 2020/8/31アクセス。
- (19) 京都府・京都市・京都商工会議所の支援により、平安建都1200年を記念して1994年に開設された「財団法人世界人権問題研究センター」(2012年より公益財団法人)は、研究課題の一つとして定住外国人の人権問題を位置づけるものだった。
- (20) 「京都市国際化推進大綱」の三本の柱は、(1)共生のまち・京都~「内なる国際化」の推進、(2)世界に開かれたまち・京都~市民レベルの国際交流の推進、(3)活力と魅力あふれるまち・京都~文化首都・京都の再生と創造である。
- (21) 「京都市国際化推進プラン」の三本の柱は、(1)世界がときめくまち・京都、(2)世界とつながるまち・京都、(3)多文化が息づくまち・京都である。
- (22) 行政相談や法律相談の公式な窓口となっているのは京都市国際交流会館である一方、より一般的な生活相談や通訳支援に関しては京都YWCA・APTが担っており、そのことは当事者にも知られているという(京都市国際交流協会;B氏聞き取りより)。
- (23) 「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」<http://www.kyotonetworksalon.jp/touroku/touroku3.html>, 2020/8/24アクセス。
- (24) 「きょうと多文化支援ネットワーク」, <https://www.kcif.or.jp/web/jp/support/network/>, 2020/9/2アクセス。
- (25) 過去のグローバルセッションは、2018年「子どもの育ちと親の言葉」、2019年「異国で老いるということ」をテーマに開催された。
- (26) 本論文の主な執筆分担は、元森がはじめに~3、坂口が4~おわりにである。ただし、互いの草稿をもとに相互に加筆修正を加えている。

【文献】

「東九条①~⑩」『朝日新聞(京都版)』1967.9.19, 20, 22-24, 26-30.

第10回東九条現場研修報告書編集委員会編 1991 「第10回東九条現場研修報告書 東九条からわ

- たし・日本・世界へ」東九条キリスト者地域活動協議会(HEAT).
- 外国人教育研究推進委員会 1981「外国人教育の基本方針(試案)」.
- 後藤直 2005「京都市における同和教育40年の取組の成果と今日的課題」『佛教大学教育学部学会紀要』4:75-82.
- 磯田三津子 2014「京都市公立学校における外国人教育の概念の検討—1970年代の市民運動と外国人教育方針の内容分析を通して」『埼玉大学紀要教育学部』63(2):99-110.
- 磯田三津子 2015「1980年代初頭における在日コリアンを対象とした外国人教育の特質—「外国人教育の基本方針(試案)」(1981年)と京都市立陶化小学校の校内研究」『埼玉大学紀要教育学部』64(2):157-169.
- 梶田孝道 2003「『在日外国人問題』の変容—『統合パラダイム』と『トランスナショナル・パラダイム』に着目して」『フォーラム現代社会学』2:68-77.
- 片岡千恵子 2006「京都「東九条マダン」の中心的担い手についての考察—在日の文化運動団体「ハンマダン」に焦点をあて」『東アジア研究』45:3-24.
- 河合俊治 1962「民族教育の視点—京都市陶化中学校の実践」『部落』155:87-91.
- 希望の家創立50周年世話人会編 2010『地域と共に50年—希望の家創立50周年記念誌』社会福祉法人カトリック教徒司教区カリタス会・地域福祉センター希望の家.
- 金光敏 2013「多文化共生保育」京都市地域・多文化交流ネットワークサロン編・発行『多文化社会を生きる1』, pp.2-20.
- 金兌恩 2006「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察—大阪と京都における「民族学級」の事例から」『京都社会学年報』14:21-41.
- 金兌恩 2008「在日韓国・朝鮮人児童のアイデンティティとポジショナリティ—京都市立小学校における「民族学級」を事例に」『京都社会学年報』16:1-20.
- 金兌恩 2012「公教育における在日韓国・朝鮮人の民族教育と多文化共生教育の相互作用—京都・大阪・川崎の事例から」(京都大学大学院文学研究科博士学位論文).
- 高敬一 2004「二度の挫折と二三年の〈民族差別に耐えた歲月〉—京都韓国学園本多山校舎建設に至るまで」『Sai』50:18-21.
- 倉石一郎 2018『増補新版 包摂と排除の教育学—マイノリティ研究から教育福祉社会史へ』生活書院.
- 京都市 2014『京都市国際化推進プラン—多文化が息づくまちを目指して—改訂版』京都市総合企画局国際化推進室.
- 京都市 2017「京都駅東南部エリア活性化方針」京都市総合企画局プロジェクト推進室.
- 京都市国際交流協会編・発行 1994『京都に生きる在日韓国・朝鮮人』.
- 京都市教育委員会 1964「同和教育方針」.
- 京都市教育委員会 1992「京都市立学校外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人にたいする民族差別をなくす教育の推進について」.
- 京都市教育委員会 1999「平成11年度 指導の重点」.
- 京都市教育委員会 2019「《学校における》人権教育をすすめるにあたって(平成31年1月一部改訂)」.
- 京都市小学校外国人教育研究会 2016『京都市小学校外国人教育研究会35年のあゆみ』(氏提供).
- 京都市教育委員会学校指導課 2013『外国にルーツをもつ子どもたちのサポート体制づくり—受け入れから、進路保障まで』.
- 京都市教育委員会指導部学校指導課 2019「学校教育の重点2019—京都市の目指す子ども像」.
- 人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2002「《学校における》人権教育をすすめるにあたって(平成14年5月)」.
- 人権教育検討委員会・京都市教育委員会 2010「《学校における》人権教育をすすめるにあたって(平成22年3月)」.
- 前川修 2010「東九条の歴史と希望の家の50年」『部落解放』635:88-97.
- 松下佳弘 2004「京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過」『世界人権問題研究センター研究紀要』9:115-136.
- 松下佳弘 2008「京都における朝鮮人学校閉鎖期の状況」『世界人権問題研究センター研究紀要』13:265-298.
- 松下佳弘 2011「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開」『日本の教育史学』54:84-96.
- 松下佳弘 2016「京都市立養正小学校「朝鮮学級」の成立過程」『世界人権問題研究センター研究

- 紀要』21.
- 三宅一郎・村松岐夫編 1981『京都市政治の動態—大都市政治の総合的分析』有斐閣.
- 元森絵里子・坂口緑 2020「川崎市における在日外国人施策と地域実践—多文化共生の先進地域の成り立ちと現在」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』50：167-183.
- 中島智子 1981「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格」『京都大学教育学部紀要』27：117-127.
- 縄野友希・杉本星子 2015「ニュータウンに住む中国帰国者」小林大祐・西川祐子編『京都発！ニュータウンの「夢」建てなおします—向島からの挑戦』昭和堂, pp.151-179.
- 小川伸彦 2003「民族まつりへのアプローチ—京都・東九条マダン研究序説」『奈良女子大学社会学論集』10：69-83.
- 朴実 2007「東九条 いま むかし—東九条マダンに託す願い」世界人権問題センター編・発行『講座・人権ゆかりの地をたずねて 2006年度講演録』pp.165-184.
- 朴実 2015「『在日』の京都」『抗路』1：160-167.
- PHP研究所編 2007『教育再生への挑戦—市民の共汗で進める京都市の奇跡』PHP研究所.
- 総務省 2006「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日), [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000400764.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf), 2020/9/1アクセス.
- 杉澤経子 2013「自治体国際化政策と政策の実施者に求められる役割」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター編『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』17：12-35.
- 高倉誠一 2019「義務教育諸学校における外国人児童生徒の受け入れをめぐる教育施策の変遷—ニューカマーが増加する1990年代以降に焦点をあてて」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』49：211-218.
- 宇野豊 2001「京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)」『世界人権問題研究センター研究紀要』6：43-80.
- 宇野豊 2003「京都市南区東九条のまちづくりとNPOの役割」『京都地域研究』17：3-15.
- 宇野豊 2007「京都東九条の形成とまちづくり」富坂キリスト教センター・在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治—川崎と京都から考える』新幹社, pp.83-111.
- 山口健一 2018「在日朝鮮人の民族まつりにおける多文化共生実践—東九条マダンに見る〈存在の政治〉戦略」『社会学評論』69(1)：37-55.
- 山本崇記 2020『住民運動と行政権力のエスノグラフィ—差別と住民主体をめぐる〈京都論〉』晃洋書房.